

令和5年1月30日開会

総務消防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和5年1月30日(月)  
組合議会臨時会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 審査事項  
議案第2号 鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 3 所管事務調査  
(1) 令和5年4月1日付け事務局組織機構改正等の検討状況について  
(2) 火災・救急統計について
- 4 閉 会

~~~~~

出席者 (8名)

委員長	小 谷 博 徳	副委員長	渡 辺 穰 爾
委 員	今 城 雅 子	委 員	中 田 利 幸
委 員	荒 井 秀 行	委 員	山 路 有
委 員	米 本 隆 記	委 員	三 好 晋 也

~~~~~

## 欠 席 者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	三 上 洋	消防局長	赤 川 紀 夫
事務局総務課長	矢 野 伴 典	消防局総務課長	岩 田 幸 博
消防局警防課長兼警防課	後 藤 典 明	消防局指令課長	生 田 圭 一 郎
消防第二担当課長補佐			

事務局総務課長補佐兼人 堀口 晴美 消防局予防課長補佐兼 岡 浩輝
事給与担当課長補佐 査察指導担当課長補佐
消防局総務課経理担当課 高田 一広 消防局総務課係長 足立 健
長補佐

~~~~~

### 議 会 担 当 職 員

書記長 近藤 隆 書記 板井 寛典

~~~~~

1 開 会

(午後1時15分)

○小谷委員長 ただいまより、総務消防常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 2 審査事項

○小谷委員長 それでは、日程2、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案1件について、審査をいたします。では、議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○矢野事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 矢野事務局総務課長。

○矢野事務局総務課長 そういたしますと、議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について御説明させていただきます。使用させていただきます資料につきましては、「議案第2号参考資料」という、右肩に四角で囲ったものでございます。そちらのほうを御覧いただけますでしょうか。当該条例の制定についてでございますが、国家公務員の定年が引き上げられることを踏まえまして、地方公務員法の一部が改正されております。管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務制度等が設けられることに伴い、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるほか、所要の整備を行おうとするものでございます。定年延長制度の導入に当たりましては、資料1ページに書いてございますが、制度設計といたし

まして3つの柱を設けさせていただいております。大きな項目1、2、3がそれに当たりまして、まず定年延長関係でございますが、その中身といたしましては定年の引き上げ。2年に1歳ずつ65歳まで引き上げるという内容でございます。それから一般的に役職定年制と言われておりますが、こちらの制度の導入。それから60歳に達した日の後に最初に迎えます4月1日以降の給与の取扱い、7割水準というところが主なものとなっております。それから大きい項目2番は、再任用制度に関するものでございます。再任用制度に関しましては、新たに暫定再任用制度というものが導入されます。これは制度の中身自体は現行の再任用制度と同様のものでございます。それからもう一つが、定年前再任用短時間勤務制。こちらのほうは全く新しい制度でございます。60歳に達した日以後に退職した職員を、定年退職相当日までの任期といたしまして再任用することができるというものでございます。それからもう一つは、情報提供・意思確認制度関係でございます。こちらは60歳を迎える1年前の59歳到達年度中に、60歳以後に任用・給与・退職手当、こういったものがどうなっていくのかという情報の提供と、それに併せまして各職員の60歳以後の勤務に関する意思を確認していくというものでございます。お手数ですが、裏面のほう、2ページを御覧ください。本組合の人事給与制度の多くは米子市の例によることとしておりまして、そのあたりの関係を、このページの中ほどの一覧でお示ししているものでございます。例とするものところに丸印があります七つの条例につきましては、これは米子市のほうが条例を改正いたしましたら、自動的に運用が本組合の運用が変わるものでございます。それから該当なしにつきましては、米子市にある条例ですが本組合にはない条例のところ丸印をさせていただいております。では、今回の改正等はどれが該当するかというところでございますが、中央の太枠で囲った今回の改正等のところに、4つの条例に丸印をしております。3つの条例が一部改正、それから1つの条例が廃止ということで、この4本の条例を1本の条例案としてこのたび上程させていただいたところでございます。議案第2号について説明させていただきました。説明は以上でございます。

**○小谷委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○小谷委員長** 別に質疑がないようですので、質疑を終わります。続いて、討論を行います。

〔「なし」と声あり〕

**○小谷委員長** 別に討論がないものと認め、討論を終わります。これより、本条例についての採決をいたします。議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**小谷委員長** 異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は議了いたしました。

~~~~~

3 所管事務調査

○**小谷委員長** 続きまして、日程3、所管事務調査に入ります。調査事項は2件です。これらについて、当局より順次報告を受けたいと思います。初めに、(1)令和5年4月1日付け事務局組織機構改正等の検討状況についてを調査事項といたします。当局の説明を求めます。

○**矢野事務局総務課長** 委員長。

○**小谷委員長** 矢野事務局総務課長。

○**矢野事務局総務課長** そういたしますと、説明をさせていただきたいと思えます。使います資料は、本委員会用に作成しております資料1というものを御覧いただけますでしょうか。A4裏表一枚ものでございます。令和5年4月1日付事務局組織機構改正等の検討状況について御説明させていただきます。まず、組織機構の改正についてでございますが、1ページ目中ほどに組織図を掲載させていただいておりますが、こちらの令和4年度のほうを見ていただきたいと思います。この中に、施設管理課の中に環境企画室というところがございますが、環境企画室につきましては、今年度で濃縮水処理施設の建設対応業務、それから白浜浄化場の民間譲渡、こちらのほうが完了したことによりまして所掌事務が減少したことなどから、総務課に企画厚生担当というところがあるのですが、そちらのほうと統合いたしまして環境企画室を廃止しようとするものでございます。これに併せまして現在総務課企画厚生担当が所管しております厚生事務、こちらを同じ総務課の中の人事給与担当に移管し、担当の名称を企画厚生担当から企画情報担当に変更しようと考えているところでございます。続きまして、裏面2ページを御覧ください。先ほど御説明いたしました組織機構改正の案を念頭に置きまして、現在のところですが、大きい項目2の人員体制に記載している内容で検討させていただいているところでございます。これは組織機構改正とは直接関係ないのですが、(1)のごみ処理施設整備課、こちらのほうは職員1人を増員させていただきたいと思っております。今年度で用地選定業務が終了するその一方で、来年度は用地取得に向けた地元対応等、業務量が増えるということが見込まれるため、職員を1名増員したいと考えております。それから機構改正に関するところとしましては、(2)の施設管理課、アの環境企画室でございますが、こちらが3人を減員して室を廃止したいと考えております。理由としては2点ございまして、1

点目は、先ほど御説明したところの濃縮水処理施設の建設対応業務が終わること、それから白浜浄化場の民間譲渡の終了、こちらで職員を1人、業務量の減ということで1名減員させていただきたいと思っております。それから、併せまして総務課の企画情報担当へ事務移管、こちらの事務は旧灰溶融施設に関する業務、それから旧うなばら荘関連業務、こちらのほうを考えておりますが、こちらの業務を移管するとともに職員を2名貼り付けてそのまま移管するというのを考えておりますので、計職員3名を減員するということでございます。それに関連いたしまして、(3)の総務課の中の動きでございしますが、企画情報担当のほうに環境企画室からの事務移管で職員2名を増員した上で、厚生事務を人事給与担当のほうに1名動かしますので、差し引き1人の増員。それから人事給与担当は、その分の1名を受けまして1人増員ということで考えているところでございます。最後になりますが、下の表で事務局の総数を書いてございます。令和4年度33人に対しまして、令和5年度も33人ということで、事務局の職員の総数自体は変更なしと考えております。ごみ処理施設整備課に増員する1名の人役につきましては、環境企画室の業務減による1名の人役を充てるということで考えているところでございます。説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんより質疑、御意見を願います。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 別にないようですので、当局からの説明を終わります。次に、(2)火災救急統計についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○岡予防課長補佐 委員長。

○小谷委員長 岡予防課長補佐。

○岡予防課長補佐 それでは、火災救急統計について資料2を御覧ください。2ページ目から説明をさせていただきます。火災の概況について御説明いたします。上の表、左の合計ですが、市町村別火災状況でございます。左の項目の合計の一番下に合計数、総件数が93件。昨年より6件の増となっております。建物火災が減少しており、その他火災が増加しております。合計の欄の右側のほうに行きまして、損害額の合計ですが、10億6,700万円。境港市の大規模工場火災によるものが要因で増となっております。次に、下の表の出火原因を御覧ください。たき火、放火の疑い、その他が増加しております。不明・調査中は減少しております。資料の1ページに総評をまとめておりますが、口頭で説明させていただきます。件数が昨年より6件増加した要因としまして、5月の一月の件数が令和3年の5件に対しまして、令和5年は19件と増加したことによるものと考えられます。その令和4年の5月は降水量が極端に少なく、異常乾燥が続いたことにより火災が発生しやすい状況となり、その他火災が多く発生したのと考えます。住宅火災は減少していること、そして過去10年間の平均件数は105件で

すので、全体的には減少傾向にあると考察します。火災による死者4名のうち高齢者は3名、そのうち2名は着衣着火によるものです。引き続き火災による死傷者をなくすため、住宅用火災警報器の設置、維持管理促進、高齢者の火の取扱い等について、防火対策の推進を図ってまいります。火災概況については以上です。

○後藤消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 後藤消防局警防課長。

○後藤消防局警防課長 私からは救急概況につきまして、資料2の4ページ、5ページの概況と、6ページからの表により説明させていただきます。6ページを御覧ください。表の左下の合計の欄になりますが、令和4年中の救急出場件数は、前年比1,330件増加の1万2,454件。搬送人員は、前年比1,245人増加の1万1,637人となり、ともに過去最多を記録しております。合計の欄から上がりますと市町村別の総数となりますが、日南町と江府町を除く市町村で救急出場件数が増加しております。そこから右側は事故種別ごとの集計となりますが、右から3番目、急病が925件増加の8,075件。一般負傷が、279件増加の1,939件。転院搬送が、69件増加の1,351件。交通事故が、41件増加の631件の順となり、この4種の増加合計が1,301件ということから、本年の出場件数増加は、この4種が増加したことによるものと考察しております。次に、7ページを御覧ください。令和4年中の月別出動の比較であります。上の表が出動件数比較、下の表が搬送人員比較となっております。令和4年は出動件数、搬送人員ともに前年比較で全ての月で増加という結果となっております。7月、8月、9月は気温上昇による熱中症の増加と、新型コロナウイルス感染症第7波の影響による増加。11月、12月は新型コロナウイルス感染症第8波の影響により増加し、12月は月間で過去最多の出動件数となっております。続いて、8ページを御覧ください。熱中症年別月別搬送人員になります。熱中症の搬送人員は、表の一番下が令和4年の集計ですが、前年比較で101人増加の245人。過去5年間では最も多い搬送人員数となっております。これは6月下旬から9月にかけて、県内のほとんどの観測地点での平均気温が平年より高い状態で推移したためと考察しております。また、熱中症による死亡例が1件、重症例が3件発生しており、いずれも65歳以上の高齢者となっております。続きまして、裏面の9ページを御覧ください。過去5年間の市町村別救急活動状況についてですが、さきに説明しましたとおり、総出場件数搬送人員ともに過去最多となったことから、伯耆町、日南町、江府町以外の市町村で過去5年間の最多件数となっております。4ページにお戻りください。表はございませんが、4の当局での新型コロナウイルス感染症対応についてです。新型コロナウイルス感染症に関する事案は667件発生しており、そのうち、米子保健所から依頼を受け移送対応したものは55件でありました。裏面5ページを御覧ください。最後に、6の総評でございますが、令和4年は救急出場件数、搬送人員ともに過去最多とな

りましたが、その要因としては新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う救急要請の増加、また、本年に入り、行動制限が緩和されたことによる人の流れの再開が主な要因と考察しております。今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、当局全体の感染対策に万全を期して災害対応体制を堅持してまいります。説明は以上でございます。

○**小谷委員長** 説明が終わりました。委員の皆さんのほうより質疑、御意見がありましたらどうぞ。

○**渡辺委員** 委員長。

○**小谷委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 一つ、救急のほうでお伺いしたいんですけど。よくコロナの感染症等の関係でなかなか搬送する病院が決まらないとか、患者の方ってというか該当の方を乗せてから時間がかかるとか、これまで以上に。そういう話をよく伺うんですけども、この表からは読み取れないんですけど、状況的にはどうなんですかね。そのコロナが始まってから、去年も含めてですけども。

○**後藤消防局警防課長** 委員長。

○**小谷委員長** 後藤消防局警防課長。

○**後藤消防局警防課長** 搬送困難についての御質問だと思いますけれども。確かになかなか病院が決まらないですとか、あと病院がなかなか受けてくれないというような状況も発生しておりますが、全体的にそのために搬送にかかる時間というものは延長しております。ですが、搬送困難支障例と言われるものも確かに増えておりますが、最終的には鳥取大学のほうで受けていただいているというのが現状でございますので、当局としましては確かに搬送時間等も長くなっておりますが、そういったことで医療機関のほうに対応していただいている現状でございます。

○**渡辺委員** 委員長。

○**小谷委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** ということは、よく県外で、テレビとかで、もう何時間も決まらないというのは、いわゆる附属病院が受けてくれるんで、最終的には。それは起こらなかったという判断でいいですかね。

○**後藤消防局警防課長** 委員長。

○**小谷委員長** 後藤警防課長。

○**後藤消防局警防課長** 報道でよく報道されていますような、2時間も3時間もとかですね、そういったものは起きていないというふうに考えております。

○**渡辺委員** いいです。

○**小谷委員長** はい。ほかにありませんか。

○**今城委員** はい、委員長。

○**小谷委員長** 今城委員。

○今城委員 今、渡辺委員がおっしゃったのとちょっと関連もするんですが、救急搬送、特にコロナの関係で出動しているその間に、非常に重篤な方とかが連絡が入ったなどというときに、出動件数があまりにも多くて対応できなかったなどということは多分ないとは思いますが、この表とかからはちょっと先ほどおっしゃったように読み取れませんし、御説明もなかったかなと思いますので、そのあたりと、あともう一つは、昨今いろんなところでやっぱりこの救急搬送の数が当然なんですけど増えているということと同時に、救急性のないものが非常に多くなっているというようなことでの動きが非常に悪くなっているというようなことも聞いていますが。そのあたりのことは、この西部広域とかではなかったのかどうなのかということも少し伺っておきたいと思います。

○小谷委員長 後藤消防局警防課長。

○後藤消防局警防課長 はい。えー…。

○岩田消防局総務課長 はい。

○小谷委員長 岩田消防局総務課長。

○岩田消防局総務課長 申し訳ございません。まず、1つ目の御質問でございますけれども、管内の救急状況が逼迫したときの体制につきましては、少なからずコロナ禍でございますので、同じ地区で救急が重複すること、また重症化の患者さんも管内で重複することも確かにございました。最寄りの消防署で対応できないときには、直近の次の消防署から直ちに出動体制を整えているところでございます。それでも対応できないときには職員の補充をかけてですね、非番者を直ちに招集しているところでございまして、出動体制については現状堅持しているところでございます。また救急車の適正化につきましては、先般、決算審査特別委員会で委員のほうから御質疑いただきました救急安心相談ダイヤル#7119、#8000番等を有効に活用させていただきまして、適正化に努めているところでございます。あと全国的に救急車の適正化として、軽症者の利用が非常に多いという問題もございしますが、管内のほうを調査してみますと、令和4年の救急出動件数の中で、いわゆる救急車が必要といわれる入院患者さん、中等症以上という具合に位置づけておりますけれども、これが、中等症以上が全体の64%ということで、全国と比較しまして、救急車の適正化は図られているものと当局のほうでは判断しております。軽症者の利用も非常に多いですので、引き続き安心相談センター利用等を促進していただくような取組をしていきたいと考えております。

○今城委員 はい、委員長。

○小谷委員長 今城委員。

○今城委員 では、もう少し西部広域としても、軽症者の方に対する救急車の使い方みたいな感じのことが、少し啓発ですとか、方法ですとかっていうことが今後必要になってくるかなというふうに思っていますので、これちょっと検討いた

できればなと思います。というのも、今、国会でも審議をされていますとおり、コロナが5類になるということになれば、本当に軽症だけど心配だからとかっていうところとか、かなりフェーズが変わってくるのじゃないかなと、救急に対する考え方みたいなところも。そうすると、軽症だから呼んじゃいけないとかそういうことでもないし、状態にもよるし、っていうことを考えると、やっぱり少し皆さんにも知識としてもきちっと啓発して、正しく使って、安心して使っていたくということ、こちら側から少し広報してもいいのかなっていうふうにも思いますので、またそのあたりは御検討ください。以上です。

○小谷委員長 答弁いいですか。

○今城委員 はい。

○小谷委員長 はい。

○米本委員 いいですか。

○小谷委員長 米本委員。

○米本委員 先般ですね、報道のほうでもありましたように、患者搬送から帰署中に救急車の事故ということがありました。その事故について、勤務的に長時間勤務で疲労が溜まったんじゃないかというようなことを言われてますけども、この西部広域の中ではそういった面で、長期的な勤務とかそういったことになる場合ってのはあると思うんですが、そういったところの対応的なところはどういうふうにされているんですか。

○小谷委員長 後藤消防局警防課長。

○後藤消防局警防課長 救急隊員の労務管理についての御質問だと思いますが、当局において、この間、東京消防庁で発生しましたような、朝から出て夜中まで救急出動に出て帰署もできないような状況というのは発生はしておりません。ですが、救急事案が輻輳してなかなか帰署できないであったりとか、コロナウイルス対応なんかです、一事業に対して時間がかかるような場合には、隊員の交代でありましたりとか、あとは消防署でありましたら、消防隊と救急隊の入れ替えとか、出張所においては機関員、運転手の入れ替えでありましたりとか、そういったことで対応するよう所属長に伝えておりますので、その点は問題ないというふうに考えております。

○米本委員 はい、いいです。

○小谷委員長 いいですか。

○米本委員 いいです。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 はい、委員長。私もちょっと救急のところで、今城委員の御質問とちょっと関連してくるかもしれませんけども。普通の救急で通報というか、電話での救急だと、例えば病状に対する知識が、かけてくる側としてみるといろいろななかったりするんで、ここは非常にばらつきがあると思うんですけど、この6ペ

ージの資料の中での、この転院搬送なんですけど、この転院搬送などは結構多いわけですね。西部消防以外のこの転院搬送体制の部分、御存知の範囲で結構なんですけど、まず教えていただきたいと思います。

○**岩田消防局総務課長** はい。

○**小谷委員長** 岩田消防局総務課長。

○**岩田消防局総務課長** 委員の御質問、転院搬送の件でございますけれども、全国的な転院搬送、いわゆる病院間搬送でございますけれども、全国平均が約8%ということなんです。で、こちらの6ページのほうを御覧いただければ、転院搬送の数が11.5%近くございまして。全国と比較すると、病院間搬送の数は非常に多くて、これは昨年だけではなくて、もう歴年このような統計となっております。その要因としましては、どちらかといいますと地域に密着した救急行政を目指しているというところもございまして、顔の見える関係で、こちらを受け皿となる病院の肩代わりとして医療機関に、次のところに専門家治療のために搬送するというところで、どちらかという地域ならではの特性というところもございまして。また、コロナ禍で陽性者の転院搬送というのも非常に増えてきているという状況でございますけれども、全国と比較すると非常に多いというところが特徴だと考えております。

○**中田委員** 委員長。

○**小谷委員長** 中田委員。

○**中田委員** 今の答弁だと、全国より多いけれども、病院とのその地域密着って言うのは、どっちかっていうと好意的な答弁のように聞こえたんですけど。全体的な救急搬送の量からいって、先ほどのその、これは救急車を呼ぶべき事例かどうかみたいな、一般のその方に対するリテラシーというか、そういったことを要求する一方で、その部分については例えば医療機関と西部消防局が密接な関係にあること自体に利点があるということであれば、ある程度受け入れられる話なんですけど、数自体が多い。で、上昇率っていうか、この増減のところで見ると、ちょっとそれを加味した数字で判断するのはなんですけど、全体的に高いってことになると、ある程度の数のまとまりって言うのが市町村ごとに見えるので。そうすると、その西部消防によらないこの搬送方法の体制を求める必要があったほうがいいなというところで、そのような動きをしていかなければならないと思うんですよ。その辺についての見解はどうですか。

○**赤川消防局長** はい。

○**小谷委員長** 赤川消防局長。

○**赤川消防局長** 転院搬送の件数増加の問題でございますが、数年前から救急車の適正利用の中の一つとして病院間搬送を取り上げていないというのが実情であります。そもそも医師の管理下における患者を、消防の業務としてやるのかという非常にグレーなところがある中で、我々、まあこれ国全体ですけど、判断とし

て公共性とか緊急性とか非代替性、これがある場合のみ消防救急を使用すべきだということで、一義的には病院機関が搬送するのが前提だと考えております。ですので当局といたしましては、この条件に合致するものを抽出した中で出動指令をかけておりますので、基本的には大病院から開業医の転院搬送というのは、基本的には当局は受けていないと。処置困難な場合において、2次医療もしくは3次医療に転院搬送するというのが大前提での話でありますので、医療機関のほうには、病院連絡協議会などで逐一その大前提は周知させていただいておりますし、県のほうともタイアップしながら病院のほうに連絡させていただいておるところでございます。

○中田委員 了解しました。

○小谷委員長 いいですか。ほかにありませんか。それでは、別に質疑がないようですので、以上で当局からの報告は終わりいたします。

~~~~~

#### 4 閉 会

○小谷委員長 これをもって、総務消防常任委員会を閉会いたします。

(午後1時51分 閉会)



鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務消防常任委員長

小 谷 博 徳